

公布された規則のあらまし

○佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第 31 号）

- 1 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
- 2 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとした。